

真庭市新婚さんバックアップ事業

- 真庭での新婚生活を応援します！ -

令和6年度

■ 対象となる新婚世帯

次の要件をすべて満たす世帯です

- ・令和5年7月1日から令和7年3月15日までに婚姻届が受理された新婚世帯
- ・補助金の申請および交付の日において真庭市に住民票のある世帯
- ・婚姻日において夫婦ともに50歳未満
- ・夫婦の令和5年分の所得の合計額が550万円未満の世帯（注）

※補助金申請時に令和5年分の所得証明が取得出来ない場合は令和4年分の所得で算出。

※貸与型奨学金を返済している場合は令和5年中の返済額を所得から控除できます。

（注）「夫婦の所得550万円」を年収に換算すると、約740万円程度

- ・真庭市税の滞納のないこと



■ 対象となる経費

対象となる経費は令和5年7月1日以降に支払いをした以下のものです

- ・新築及び購入費用
- ・新規の住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等）
- ・結婚に伴う引越し費用
（引越し事業者、運送事業者に支払ったもの）
- ・自宅の改修費用（居住部分に限る）
- ・新築及び購入に限り令和7年3月31日までの間に結婚5年以内の世帯も

含み、賃貸に係る補助金の交付は併用することができる。以下イメージ

R2.4.1以降の婚姻も該当 R5.7.1 R7.3.31

■ 補助上限額

- ・合計額での上限額
新築及び購入の場合のみ100万円
賃貸の場合、初年度30万円
次年度以降 住宅費のうち賃貸に係る経費のみ20万円
（初年度を含む3か年度）
改修の場合、30万円

■ 申請期間

令和7年3月14日（金）まで

■ 提出書類

申請状況に応じて下記の書類をご提出ください

- ・真庭市新婚さんバックアップ事業補助金交付申請書
- ・戸籍謄本や婚姻証明書等の婚姻の日が確認できる書類
- ・住民票の写し（世帯全員分で続柄のわかるもの）
- ・取得できる最新年度の所得証明 ・真庭市税完納証明（申請者および配偶者のもの）
- ・売買契約書もしくは賃貸借契約書（住宅取得・賃貸住宅の費用の場合）
- ・住宅手当支給証明書（賃貸住宅の家賃の場合）
- ・引越し費用の見積書（引越し費用）
- ・改修費用の内訳書（改修費用）
- ・補助申請する経費の支払いのわかる書類（領収書・通帳の写しなど）

共通

ただし、2、3年目の申請の場合は、所得証明は不要です。

問い合わせ：真庭市役所 交流定住推進課 TEL0867-42-1179 FAX0867-42-1353